

第 1 2 7 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 1 6 年 2 月 1 7 日 (火)

議 事 録

会議名		第 127 回杉並区都市計画審議会
日 時		平成 16 年 (2004) 年 2 月 17 日 (火) 午前 9 時 ~ 12 時 00 分
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・内田・村上・陣内・石川 〔区 民〕 田木・徳田・武井・中村・坂野・栗原・ 〔区議会議員〕 岩田・河津・島田・藤本・小川・山崎・斉藤 〔関係行政機関〕 倉知・高松
	説明者	〔政策経営部〕 〔区民生活部〕 ・防災課長 〔都市整備部〕 部長・土木担当部長・建築担当部長・都市計画課長・まちづくり推進課長・拠点整備担当課長・住宅課長 土木管理課長・建設課長・交通対策課長・ ・公園緑地課長・緑化担当課長・ 建築課長・審査担当課長・ 〔環境清掃部〕 ・環境課長
傍 聴	申 請	18 名
	結 果	18 名
配布資料		別途保管のとおり
議事日程		別紙保管のとおり
審議経過・結果		別紙のとおり

審議経過及び結果

審 議	<p>東京都市計画道路（幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線）の変更について</p> <p>東京都市計画公園（第6・5・9号高井戸公園）の変更について</p> <p>東京都市計画緑地（東京都市計画第6号玉川上水緑地）の変更について</p> <p>以上、3議案を一括し、東京都から資料に基づき説明を受け、質疑を行い、採択の上、答申することとした。</p> <p>東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について</p> <p>東京都市計画都市再開発の方針の変更について</p> <p>東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について</p> <p>東京都市計画防災街区整備方針の変更について</p> <p>以上、4議案については、審議時間の関係から、次回審議会において審議することとした。</p> <p>東京都市計画特別用途地区（杉並区特別工業地区）の変更について</p> <p>幹事から説明を受け、質疑を行い、採択の上、答申することとした。</p>
主な 質疑	<p>玉川上水及びその緑地等の保全の観点から、放射第5号線が建設されることによる影響の予測、道路の横断及び緑地の幅員等について</p> <p>みどりの保全の観点から、高井戸公園の代替について</p> <p>住民との協働に基づく今後の進め方について</p>
答 弁	<p>東京都より、予測結果とその根拠に関する説明を受け、予測結果にかかる経過観察を継続しながら、今後の対応を十分に図るとの回答があった。また、三鷹地域における同様の事例を踏まえ、住民と協働した計画を具体的に進めて行きたいとの回答があった。</p>

報告

「新たな防火規制」区域指定検討案の東京都への提出について

第127回杉並区都市計画審議会

日時 平成16年2月17日(火)

場所 区役所第3・4会議室(中棟5階)

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	<p>定刻になりましたので、本日の会議の開催をお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、本日は 委員から所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。現在 17 名の委員の方が出席されておられますので、第 127 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから、第 127 回杉並区都市計画審議会を開催します。本日の議事録署名委員は、 委員をお願いします。よろしくお願いたします。</p> <p>最初に、傍聴の申し出はいかがですか。</p>
都市計画課長 会 長	<p>傍聴者として、 さんほか 17 名の方から、傍聴の申し出がございます。</p> <p>公開の原則で、傍聴を認めることでよろしいですか。</p>
(異議なし)	
会 長	<p>それでは、そういうことにさせていただきます。</p> <p>続いて、事務局から、本日の議題の宣言をお願いします。</p>
都市計画課長	<p>本日の議題につきましては、席上に配付しました次第のとおり、審議事項として 8 件ございます。1 番、2 番、3 番は一括計上しております。1 番は、東京都市計画道路(幹線街路放射第 5 号線及び補助線街路第 217 号線)の変更について、2 番が東京都市計画公園(第 6・5・9 号高井戸公園)の変更について、3 番は東京都市計画緑地(東京都市計画第 6 号玉川上水緑地)の変更について、これらを一括して計上するものでございます。4 番が東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、5 番が東京都市計画都市再開発の方針の変更について、6 番が東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について、7 番が東京都市計画防災街区整備方針の変更について、8 番が東京都市計画特別用途地区(杉並区特別工業地区)の変更について、以上 8 件でございます。報告事項といたしましては、「新たな防火規制」区域指定案の東京都への提出についての 1 件でございます。</p> <p>放射第 5 号線にかかる 3 件の都市計画の変更につきましては、いま申し上げましたとおり一括計上いたしておりますが、議案の重要性に鑑みまして、これまで十分な審議をお願いしたところでございますが、区の意見照会の回答期日である 3 月 15 日も迫っておりますので、本日の都市計画審議会で答申を賜りたいと存じます。また、前回の都市計画審議会でご報告いたしましたとおり、議案第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号の都市計画区域マスタープランをはじめ、都市再開発方針等の 4 件の議案及び議案第 8 号の特別用途地区(杉並区特別工業地区)の変更につきましては、本日の都市計画審議会で諮問させていただくとともに、本日の審議状況を踏まえつつ、できれば答申を賜りたいと考えております。資料は、お手元の配付資料一覧の内容となっております。説明に入ります前に、確認願います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

なお、本日は放射5号線にかかる3件の都市計画変更にかかる参考資料を席上に配付させていただきました。ご質問等がありましたら、東京都の説明が終わりました後にお受けしたいと存じます。

会 長 最後の参考資料を本日席上に配付したというのは、どれですか。

都市計画課長 これにつきましては、郵送で送らせていただきました。右上に「第127回杉並区都市計画審議会 平成16年2月17日 都市整備部都市計画課」と表記してございます。中ほどに「参考資料」と書いてございます。予め配付いたしましたものでございます。

会 長 最初に、この3つの案件について、前回に引き続き、東京都の方に説明をお願いしています。ご紹介をよろしくお願いします。

都市計画課長 本日ご説明いただく方は、前回と同じ方々です。東京都都市計画局から都市基盤部長の さん、都市基盤部街路計画課長の さん、公園緑地計画担当課長の さん、建設局から道路計画担当部長の さん、道路建設部道路計画担当課長の さん、ほかに説明の補助といたしまして、担当職員5名が同席しております。

会 長 お忙しい中、東京都の方々には三度目となりますが、説明のために、当審議会にお越しいただきましてありがとうございます。

最初に、事務局から、できたら今日この3案件について答申を賜りたいということですので、まず東京都の説明をよろしくお願いします。

都市基盤部長 早朝より貴重な時間を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。私どもがこの席にお邪魔するようになりまして、三度目でございます。今日は、前回いただきましたご意見あるいは資料、ご質問に答える形で、資料を用意させていただきました。中には事前に配付したものがございまして、誠意をもって、資料を用意させていただいたつもりでございます。早速説明に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

街路計画課長 それでは、放射第5号線に関する内容につきまして、お手元の東京都説明資料と、今回もスライドを用いながら説明させていただきます。説明にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で、「放射第5号線及び補助線街路第217号線の変更について」、「玉川上水緑地及び高井戸公園の変更について」で、資料の一覧表としてまとめております。先ほどご用意したのにつきましては、前回ご請求いただいた事項を資料としてまとめたものでございます。

資料1は、委員から、玉川上水のみどりに与える影響を示す資料をいただきたいというお話がございましたが、玉川上水付近の自動車排ガス(N₂O₂とS P M)の試算結果としてお示しております。試算の結果、二酸化窒素が0.049ppm、浮遊粒子状物質(S P M)が0.087 mg/m³となっております。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

して、いずれも環境基準内にあつて、玉川上水の緑への影響は少ないと考えております。定性的な議論以外に、定量的な数値というのを探しましたが、大気の関係が数値的に現すものと考えまして、今回の資料をお出ししております。

資料2は、委員からお話のありました昭和41年の都市計画審議会の審議経過についてまとめたものでございます。なお、先ほど事務局から申しましたように参考資料として、審議会の議事録用紙をまとめたものを全委員に事前に送付させていただいております。また、保健防火道路の断面構成はどうであったのかというお話もあわせてありましたが、公文書館などでその調査をいたしました、あいにくこの保健防火道路の断面構成の記録が残っており、資料として、残念ながら提出できませんでした。

資料3は、これも委員からお話のありました都市計画公園の変更に対する都の考え方についてでございます。これに関しては、後ほどご説明いたします。

資料4は、会長及び複数の委員からお話がありました区長の意見に対する東京都の見解でございます。資料をご覧くださいますと、区長からの意見に対しましては、環境アセスメントの手続の中で見解を述べたほか、東京都の見解を公文書で回答いたしまして、明らかにしている状況でございます。

資料5は、会長からお話のありました放射第5号線及び玉川上水緑地整備事業の今後の流れと住民意見の反映への取組みの案でございます。後ほど事業を担当いたします建設局から説明いたしたいと考えております。また、本日は多数の審議案件がある関係上、説明は手短に、との事務局からの要請がありましたので、要点のみに絞って説明いたしたいと考えております。ご質問等何かございましたら、お答えさせていただく形で、会長のお許しをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

資料3の都市計画公園の変更に対する都の考え方についてでございますが、みどりづくりに関する東京都の考え方を説明いたします。1頁に、今回の都市計画公園の変更に対する考え方がまとめてございます。前回もご説明申し上げました内容を紙にしております。困りの中をご覧くださいと思ひます。今回の都市計画変更の考え方については、都が東京都都市計画審議会に諮問した、東京都がめざす新しい公園緑地のあり方についての答申に沿ったものでございます。この答申におけるみどりの分類の中で、従来の公園緑地などとともに、これらを補完し、代替的な機能を担うものとして、「公開され、持続性が高く、ネットワーク化が可能なみどり」を積極的に評価し、これらを「準公園」として位置づけ、従来の公園緑地と新しく位置づけられましたこの準公園とを含めた新しい「公園緑地」の概念を構築しております。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

この「準公園」の中に、「道路などの公共施設に設置されるみどり」が位置づけられております。今回、放射第5号線の環境施設帯のみどりの整備効果を生かし、放射第5号線の道のみどり軸と神田川沿いのみどりと、水の空間軸によるみどりのネットワーク形成を図りました。

なお、今回の都市計画変更によりまして、高井戸公園の計画面積は18haから17.4haとなりますが、放射第5号線で整備されます環境施設帯のみどり、約1.5haが準公園として新たに確保されると考えております。何より玉川上水緑地の整備にあたりましては、第一に玉川上水を史跡とし、また、地域の貴重な景観資源として保全することに配慮し、玉川上水の自然に親しみ触れ合うことができるように、玉川上水両側に遊歩道を確保してまいります。緑地内の緑化につきましては、武蔵野の植生と調和のとれた植栽を行いまして、環境施設帯の植栽とともにあわせて、いわば中杉通りのように、樹木のスカイラインが連続した景観を形成されるようにしてまいります。

このためには、地域の住民の皆様と広く意見を交換しながら、玉川上水緑地の整備に努めてまいりたいと考えております。さらに、こうしたみどりづくりの骨格軸となり得る放射第5号線の周辺地域につきましても、景観に配慮した土地利用を実現するため、杉並区とともに手を携えて、東京都としても尽力していく所存でございます。

道路計画担当課長 資料5につきまして、ご説明いたします。この件につきましては、前回の審議会において、今後事業を進めるにあたって地元の意向をどのように反映していくのかを資料で示してほしいという、会長のご指示を受けて用意させていただきました。資料5と「環境施設帯整備検討協議会のあゆみ」というパンフレットを配付させていただいております。

資料5をご覧ください。1枚目の左側に、今後の道路工事に着手するまでの流れが書いてございます。これまで都といたしまして、平成12年度からの総合アセスの手続き以降、説明会を、地元の皆さんとの話合いの場等におきまして様々なご意見やご要望をいただきながら、計画案を検討してまいりました。今後も引き続き、ご意見等を賜り、その対応を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。都市計画変更の決定から道路工事に至るまでの事業の概要をフレーズにしておりますが、事業及び測量説明会など節々の説明会において、地元の方々のご意見をお聞きするとともに、事業に生かしていきたいと考えております。楕円で囲っておりますが、特に緑地や環境施設帯などの整備にあたりましては、杉並区とも連携を取らせていただきながら、地元の皆様の積極的なご参加をいただきまして、ワークショップ方式のような形で、ご検討いただく場を設置させていただきたいと考えております。イメージ的には右の図に示してありますように、都と区で調整を行

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

いながら、区民の皆様へ情報を提供し、ご意見をいただき、緑地や環境施設帯づくりを進めていくものでございます。その中で、緑地は、主に玉川上水の保全の観点から、また、環境施設帯は沿道環境の保全と沿道利用の観点から検討していくことから、多少検討の観点が異なるかと思っておりますので、協議会の持ち方については、今後地元の皆様や区などと相談しながら進めてまいりたいと考えております。

私どもでは、このような取組みを、すでに調布・保谷線の調布・三鷹間の環境施設帯の整備で行ってありまして、お手元の「環境施設帯整備検討協議会のあゆみ」というパンフレットで、その概要をご説明いたします。

表紙の写真には、住民の皆様方の中に、都や市の職員が加わって検討している様子が写っております。中を開いていただきますと、左側に協議会の概要があり、先ほどご説明したような構成で運営され、約1年間の協議会の活動状況が記載されております。右側の頁には、環境施設帯のモデル整備を記載しております。住民の皆様から、たくさんのアイデアや意見を出しいただき、全体で話し合いをしながら、1～3までのタイプのモデルプランを作成しております。このプランに基づき、実際に調布市の深大寺の付近で、モデルの整備を行いました。資料5の2頁に、参考といたしまして、先ほどの3タイプの完成写真をお付けしております。このようなモデル整備を参考に、環境施設帯全体の計画案をまとめていただきました。また、パンフレットの中には、案内図と住民の皆様方のご意見に基づいて作成された整備計画全体のゾーニング図が表されております。現在、このゾーニング図に基づきまして設計を行い、順次工事を進めているところでございます。

資料5の3頁をご覧ください。調布・保谷線の保谷区間におきましても、昨年11月から、環境施設帯の検討を行うために、同様の取組みを始めたところでございます。そのための呼びかけで使ったお知らせを添付させていただきました。

放射第5号線につきましても、このように広く住民の皆様方などのご参加をいただきながら、様々なアイデアで意見を出していただき、玉川上水の保全に向け、よりよい道路づくりを行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で、私からの説明を終わりにさせていただきます。

都市基盤部長

以上で、東京都からの説明を終らせていただきます。東京都としましては、この計画の理解を賜り、一刻も早く実現したいと考えており、そのためにも、委員の皆様方のご理解、ご高配を賜りますよう、よろしく願いいたします。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	どうもありがとうございました。それでは、委員の方々からご質問等がありましたら、どなたからでも結構です。
委 員	いただいた資料の4番の一番最後の頁に、玉川上水について、文化財保護法第69条に基づく国の史跡指定を目指すことを東京都は決定したとありますが、これは昭和57年に決定して、すでに22年が経とうとしていますが、結果はどうなっているのですか。
公園緑地計画 担当課長	平成15年8月に史跡の指定を受けております。昭和57年から取り組んできました、やっと土地の問題も片付き、指定にこぎつけた段階になっております。
委 員	その史跡指定がされる前とされた後というのは、工事などをするにあたって、何か違いはありますか。
公園緑地計画 担当課長	史跡指定をされますと、何らかの工事等を行う場合は一応許可が必要となりまして、場合によっては、文化庁長官の審議会の下で許可を得るという手続きが必要になってまいります。
委 員	場合によっては、というのは、どういうことが想定されますか。
道路計画担当課長	補足の説明をさせていただきます。大規模な改修等につきましては、そういった許可をいただくということですが、日常の維持管理的なものにつきましては、特にそういった許可は省略できるということで、見解をいただいております。
会 長	それは指定された区域の中については、ということですか。そのところがはっきりしないと…。
道路計画担当課長	指定された区域の中でございます。
委 員	指定された区域というのは、この25mの部分ですか。
道路計画担当課長	今回の指定は柵の中ということで、場所によって幅員が違ってありますが、11m程度の柵の中ということです。
委 員	了解しました。別の質問ですが、いただいた資料によりますと、杉並区長が環境配慮書を出して、その返答というのは、たった1枚の紙なのかどうかを知りたいのです。2月28日までに検討くださいといった資料がありましたましたが…。
都市計画課長	委員のお尋ねの資料というのは、先ほど郵送ということで訂正させていただきましたが、お手元の参考資料のことかと存じます。この中に、2月28日付で、東京都知事からの回答を添付しております。都知事からいただいた回答は、この文書のみでございます。
委 員	これは、区の環境審議会が何かをまとめたものを答申というか、都の方に提出したと関係者から聞いたのですが、そのあとのA・B・C案を出すにあたって、例えば、区長から出された地下に道路を通したらどうかという話は置

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

いて、この3つのA・B・C案であったら、どれがいいかというお話であったと聞いていますが、この辺はいかがですか。

街路計画課長

前回もご説明いたしましたが、2月28日のペーパーにも2点、区長からご意見がありました。基本計画について、ルート変更の可能性はなかったのか、変更されなかった理由を説明くださいということと、既定ルートを基本とした実施可能な複数案の検討をするにあたって、当区が要望したA・B・C案以外の案及び環境配慮書に触れている地下トンネル案、掘削案についてどのような検討がなされたのですか、検討された内容及び採用されなかった理由についてご説明くださいと、この2点いただいておりまして、いま委員がご指摘のA・B・C案以外の掘割トンネルの件につきまして、文書の中で答えております。放射第5号線は、自動車専用道ではなくて一般道であるため、沿道の利用の出入りや、地域生活道路としての接続、生活道路との接道が必要と考えていることと、地下トンネル案もしくは掘削案ですが、大規模な構造物が必要となりますので、地下トンネル案は換気施設が必要となるなど、平面案に比べて事業費が2倍程度に増大する。それから、地下トンネル案や掘削案は導入部分などで、さらなる拡幅が必要となり、関係地権者や用地買収面積が多くなることを、この当時は答えております。

前回も説明しましたとおり、掘割もそうですが、シールドですと補助工法を地上部からボーリングして固めていく必要があります。シールドの位置が玉川上水と非常に近接していることがあり、そのことによる玉川上水への影響が大きいのではないかと。掘割についても、基本的に土が崩れないようにするために、鉄の板を打ちつけなければいけないということがありまして、それを打ったあとに土を掘りますので、そうした作業の中で、玉川上水を保全していくことは非常に難しいと認識しておりまして、こうした大規模工事を玉川上水、土の構造物と認識しておりますが、そうした中で行うことは、玉川上水の保全の観点からは難しいのではないかと。それとともに、先ほど申しました2点、事業費が2倍程度になってしまうことと、新たな地権者を増やしてしまうこと、それから、地域の生活道路との接続をきちんと確保しなければいけないということでお答えしたということでございます。

委 員

いまのご説明の裏付けとなるような資料は、作成してお出しいただいたのですか。

街路計画課長

それは、区に対して、ということでしょうか。前回、アプローチ部分の件につきましては、資料としてお見せしていると考えております。それから、個別の打ち合わせなどに基づいて、私どもとしてのA・B・C案の考え方につきましては、区の当局等は説明されているという認識でおります。

発言者	発言内容
-----	------

委員 もう1点お聞きします。放射第5号と東八道路が繋がって、外環がどうなるかはまだ決まっておりませんが、今回の交通量や環境アセスのいろいろな基準は、外環がどうなるかが大分影響すると思いますが、その辺のご説明をいただけますか。

道路計画担当課長 外環につきましては、いまいろいろと検討されておりますが、この予測の中では、放射第5号線は、当初計画どおりインターができるだろうということで、自動車交通量等をはじいて、それで環境のアセスも行っております。

委員 資料1の件ですが、私が質問したので、この資料を出していただいておりますが、私がお願いしました質問の趣旨は、大気環境基準値に適合しているかどうかではなくて、これはもちろん資料の提出で承知していたことで、玉川上水の緑地にどういう影響があるかということ、資料として出していただきたい。影響は少ないものと考えられるという記述がありますが、少ないとしても、どういう影響があると東京都は思っておられるのかを伺ったわけです。この環境基準値というのは、許容基準値ということで、例えばシックハウスの許容基準値は決まっていますが、過度なアレルギー症状の人には適合しないわけです。それと同じで、玉川上水のそういった環境条件に晒されていない緑地帯に、少なくともどういう影響が出ると考えているかを伺ったわけです。

道路計画担当課長 なかなか定量的な数値がなかったので、こういった大気予測でお出ししました。その予測でいえば、NO₂が0.049ppmで、現状が杉並の一般局で0.050ppmという状況でございます。また、杉並区の久我山苗圃につきましては0.046ppmということで、将来はディーゼル車規制をはじめ、いまいろいろな施策を行っておりますし、また、排出ガス等の規制も強まることもありまして、道路ができて大きな増加はないと考えており、そういったことから、現状程度の状況に留まると思い、影響は少ないのではないかと判断をした次第でございます。

委員 そうすると、この長い間かかってきた自然状況に対する、特殊なこの事例に限った環境の影響については、検討されていないと理解していいですか。

街路計画課長 定量的な根拠が非常に難しかったものですから、私どもがアセスメントで検討した中で、玉川上水の上流に、小平から武蔵野市にかけて五日市街道が玉川上水と平行して走っているような箇所がありまして、杉並区において、注目視とされているカニクサ、ヒトツバハギといった草花、植層を確認しておりまして、環境の排気ガスの面では、そうした状況で勘案しますと、極端な影響がないのではないかと。武蔵境のNO₂を見ると、自排局で0.051ppm、SPMが0.097ppmといった状況がありまして、これと比べると、将来の予測値が極端にこれを超えているということではないため、大気的な影響はな

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

いだろうと考えております。

今後の玉川上水の保全のあり方につきましては、都と区と地元の方々を入れた協議会を含めて、大事にしていく方向で見ていきたいと思っております。先生の言われるとおり、何が起こるかわからないことに対して、なかなか議論ができないものですから、大気の関係については、まず大丈夫ではないかと考えております。

委員のいる前で僭越ですが、植物ですから、湿度の関係につきましても、何らかの形で必要性が認められれば、対応するようなことも考えていかなければいけない。いずれにしても、そうした状況の中で、玉川上水をきちんと保全していく方向で、都としても取り組んでいきたいと考えております。

委 員 同 じ 質 問 の 繰 り 返 し に な っ て し ま っ た の で 、 一 応 お 答 え の 趣 旨 は 理 解 し ま し た が 、 私 が 求 め て い る 回 答 で は な い と 理 解 し ま す 。

会 長 逆 に 言 う と 、 ど う い う よ う に 回 答 す れ ば い い の で す か 。

委 員 玉 川 上 水 へ の 影 響 が 、 最 低 限 こ の ぐ ら い の こ と は あ る だ ろ う と い う こ と を お 聞 き し た い の で す 。

街路計画課長 基本的には、定量的に2割が枯れてしまうとか、1割が枯れてしまうという表現がいま予測できないといいますが、排気ガスとか、この環境のある程度の改変によって、どの程度の影響が定量的に、具体的にどうなるのかが、いまの予測の中ではないものですから、その点につきましては、今回の予測の中には含めておりません。したがって、大気やそういう状況が類似した箇所において、貴重種と思われるものがある程度ある。あるからもう行っておしまいということではなくて、引き続き、そうしたものについて大切にしていこうことを旨に、こうした協議会の中でも、専門家の方々に入ってくださいような場面もあろうかと思っておりますので、そうした方のお知恵を借りながら、保全していきたいと考えております。

委 員 植 生 が ど う な る か が 重 要 な こ と の 1 つ で す が 、 同 時 に 、 こ う い う 形 で 現 在 の も の に さ ら に 手 を 加 え て 、 遊 歩 道 が 整 備 さ れ て 、 そ の 外 側 に 7.5 m の 道 路 が で き る 場 合 に 、 地 元 の 方 々 に いた だ いた レ ポ ー ト を み ま す と 、 そ こ を 横 断 す る の が 非 常 に 難 し い 。 高 齢 の 方 も お ら れ る 。 そ う い う 中 で 、 こ の 遊 歩 道 が 果 た し て 有 効 に 使 え る か ど う か の 心 配 が 随 分 あ る 。 や は り 現 在 も 、 こ の 玉 川 上 水 沿 い の 緑 地 を 地 元 の 方 々 が 、 非 常 に 愛 し て 、 使 い こ な し て お ら れ る 良 さ が す ご く 感 じ ら れ る わ け で す が 、 両 側 に 7.5 m の 、 可 成 り の 交 通 量 が 予 想 さ れ る 道 路 が 通 っ た 場 合 に 、 ど の よ う な 形 で ア ク セ ス し て 使 い こ な し て い け る の か 、 計 画 の 中 で ど う お 考 え な の か を お 聞 き し た い の で す 。

街路計画課長 基本的には7.5 mの2車線の道路が、右側、左側と上下車線で両側にあり、真ん中に25 mの玉川上水を含んだ緑地帯が整備されるという観点で、一気

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

に7.5 mを渡って、25 mを渡って、7.5 mを渡り切ることに關しては、基本的には、そういう信号サイクルにしていくべきと思っております。ただし、交通の關係もこれから解析をして、渋滞がどういふ状況に起こるのかも含めて、具体的に議論しなければいけないのですが、場合によっては、一度遊歩道を活用していただいて、最終的に点滅があったときには、たまりの場があって、それで、次の7.5 mを渡ることもあろうかと考えております。ただ、基本は、7.5 mと25 mと7.5 mの計40 mを渡り切る信号サイクルを確保できるように検討していきたいと思っておりますが、逆に、それがむしろ危険性がある場合には、真ん中の遊歩道を活用した、たまりも大事かなと思っております。

道路計画担当課長 遊歩道へのアクセスは、当然ながら車道があるわけですので、アクセスするためには、横断歩道等が必要です。したがって、この件につきましては、交通管理者等と今後協議をさせていただきながら、できる限りネットワークとして遊歩道が機能できるような横断箇所、そういった横断歩道等の設置を検討していきたいと思っております。

委 員 交通のために、渋滞を無くすために、この道路を作るといふ大きな目的があります。それと同時に、あまり交通量が多いと、遊歩道があるいはその緑地が使いにくくなる、両方の相矛盾するよふ要件があると思っております。ですから、本当にある程度交通を通しながら、遊歩道を積極的に利用するといふ、公園緑地側からのニーズ等が折りあえるのが大変心配です。その辺は考え方のスタンプポイントによつて、解釈が違ふのではないかと思っております。

道路計画担当課長 そういう面では、横断する十分な時間等を信号で確保することが必要かと思っております。それが、逆に渋滞を招くこともありますが、先ほど申し上げましたよふに、交通管理者と調整を取りながら、その辺の補足は考えていきたいと思っております。

街路計画課長 基本的に、遊歩道と玉川上水を使う観点からすれば、先ほど言つた40 mを渡り切るといふ議論ではなくて、そこを渡る話になるので、いわば交通量がある程度あつても、7.5 mを渡り切れれば、基本的にそこにアクセスできるものと考えております。全体を渡す長い歩行者のメイン交通を渡り切るのが目的の横断歩道は、ある程度時間を確保しなければいけない。それから、これから地元の方々をつくり方の協議をさせていただきますが、緑地を活用していただくよふ場面の横断歩道も必要になるのかもしれない。

ただし、そういう場所は交通量とはまた別に、人間が物理的に7.5 mを渡り切る時間帯がどの程度必要かといふことが、青現示の時間帯と考えますので、7.5 mの道路を渡り切る時間が歩行者側の「青」であればいいといふことを考えますと、ある意味では、歩行者が横断する箇所は、ある程度確保されるのではないかと思っております。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

委員 これは質問ではないのですが、あそこに流れている、ゆったりとした時間を地元の人たちが非常に大切に使いこなしている現状があります。機能的には計算して、横断歩道を付けていけば、このように渡り切れるという数値は出るかもしれないけれども、メンタルな、精神的な意味で果たしてゆったりとした時間の過ごし方ができる空間になるかが心配です。

委員 今日いただいた資料5に関する質問です。私は、事業段階でも、こういう検討協議会は必要と思うし、どういう案が採択されるにせよ結構なことと思いますが、この場合は、何が前提になって議論がされるのかを一応はっきりさせておいた方がいいと思います。議論の前提として、例えば、ルート総幅員は、B案であると60mです。それから、いま委員がお聞きになっていた両側の7.5mの車道2本は、今日の前提として議論がなされると考えていいわけですか。

街路計画課長 そのとおりです。

委員 具体的に、どの辺がここの議論で重要度があるとお考えですか。

街路計画課長 基本的に、まず歩道の幅員の中でのつくり方、緑地をもっと増やそうなど、遊歩道についても、遊歩道より親しみというよりも、ここの場所は保全しておいた方がいいのではないかと、貴重種がいろいろあるのではないかと。いまの玉川上水をご覧になれば、シュロが植わっていたり、実に都市的な植層の場所があります。そういう意味では、各箇所にもいろいろ議論があってもいいのかもしれない。

それから、これは事業者と議論しなければいけないと思いますが、先ほど申しました保全のための処置をどんな形にするのか。大気は確かに予想どおりの形であったかもしれないけれども、乾燥が始まっているのではないかと。風が自動車に伴って吹くので、問題があるのではないかと、などに対する対策をどうしていくかについても、議論させていただければと思います。そういう施策をどういう形で行うかも、議論すべきと考えております。

委員 いまいただいている資料1でいうと、史跡の部分はいじれないといっても真ん中の緑地帯と両側の環境施設帯について、住民の方と協議したいと言われたものと理解してよろしいですか。

街路計画課長 そうです。

委員 委員のご質問に関連して、委員のご意見というのは、要するに道路が通ることによって、このみどりの質自体がどうなるのかとのご質問であったと理解しています。この間、面積や機能など、そういう形でこのように回復されるという、いろいろなご提案がありますが、それに加えて質の問題が非常に重要ということは、この間2回、この場で申し上げてきたとおりです。NO₂等のデータも出していただいたわけですが、この間のやりとりで

発言者	発言内容
-----	------

お分かりのように、乾燥の問題とか風の問題とか、何よりも地表面の状態は、いまは土ですので、周りの住宅地と非常に一体的な環境があるわけです。

委員のご質問の中で道路ができた後はどうかということの前に、そういう緑地の質に対して、道路が通ることによって、どのようなことが考えられるのかをきちんとご説明いただけないかという委員の趣旨のご質問であったと思います。

ですから、それに関しての、いまのお答えを聞いて、NO₂がこうですだけで、この間のやりとりで、実際には乾燥の問題やいろいろな問題がある。そこをどういうように、ということに関しては、まとまった見解をいただいているし、それは極めて本質的なことと思います。

私が申し上げるのも恐縮ですが、生態系の回廊ということでエコロジカルコリドーを作るということで、道路事業も大きく変化してきています。ヨーロッパの都市では、既存のコリドーをどう回復するかで、事業の開始にあたっては非常に詳細な検討をしていますし、時代が変わってきているわけです。昭和41年の議事録を見せていただくと、こんなに時代が変わってしまったのかと驚くような議事録です。ですから、質問の趣旨というのは、そういう時代の流れの変化に対して、緑地の質に関して、東京都がどのように考えているのかをもう少し教えていただきたいという、繰り返しの話と思いますが、いまのお話では十分にそういったものに関して、3回目ですが、いま現在ご回答いただけていないと思います。

街路計画課長

私どもの説明が足りないのかもしれませんが、前回断面をお示して、既存のみどりがいまの状態を考えると、私どもとしては25mをきちんと確保していく。場合によっては、遊歩道の議論もいろいろとしていくべきと思っています。そういう意味では、いまある緑地の外に、親しめるために遊歩道を設けるのか、むしろ保全のためにしっかりそこはみどりにしてしまうのかの議論を十分に行っていく必要があると思います、この25mの範囲は少なくとも、玉川上水をきちんと保全するための空間として、具体的に事業費も入れて確保していきたいというのが、東京都の考え方と思っています。

都市基盤部長

人間の体もそうですが、全部将来はどうなるかを診断しろと言われても、なかなか診断しきれない部分があります。では、そのときにどうするかというと、数値をチェックして、何かがあったらすぐに対応できるような、いわば要観察、集中病棟に入れてずっと観察するわけでもないですが、この玉川緑地につきましては、作った後もしっかりと観察しながら、適切に保全していきたい。そういう協議の場も作るということで、全部わかりきれないから駄目ということではなくて、わかりきれないからこそ、要観察する体制と保全管理の体制を作っていくのがスタンスでございます。

発言者	発言内容
-----	------

委員

いまのお話ですと、25 mのところできちんとやればということですが、それありきということでは、作った後で、全部がわからないからどうしましょうということではなくて、私が申し上げているのは、いまの作る前にどうなのかにに関して、25 mあれば絶対大丈夫ですというお答えではなくて、もう少しこの地域全体で質がどう変わるかにに関して、作る前にもう少しきちんとしたご説明をいただけないかということですので、非常に話のボタンが食い違っている。25 mは絶対大丈夫と言われても、この間、私どもが申し上げている質問と少しずれていると思います。

この件に関して、もう1つ質問があります。資料3で、私が都市計画公園の変更に対し、高井戸公園が歴史的にどんどん減ってきていることの質問したことに対してお答えをいただいておりますが、「準公園」ということで新しいというお話ですが、言葉を返すようで大変恐縮ですが、これは戦前の東京緑地計画の中ですでに言われていることで、苦肉の策で出てきたものかなと思います。でも、こういう形で、総合的におやりになっていくことは大変素晴らしいことだと思いますので、それはそれでこの方針で結構と思いますが、このときに、公園緑地というのはそれぞれ機能に応じて細かな分類があるわけで、今回の環境施設帯というのは、いい環境の中に道路が入ってくることによって生じる、いわば緩衝機能を持つ緑地帯なので、今回は運動公園になるわけですが、高井戸公園が持っている機能とは違うわけです。

面積的には1.5haということですが、その都市計画公園というのは1つのきちんとした機能、配置、ネットワークという考え方に沿って組み立てられているわけですので、高井戸公園の面積を減らすことは、環境施設帯とはまた違う機能ですから、そこに面積が増えればそれでいいという論理というのは、論旨が一定ではないと思います。むしろ、この環境施設帯というのは道路事業として当然お作りになるべきもので、これが作られたから、高井戸公園が減るのは相殺されるという考え方は、大変おかしいと思います。これは道路事業で当然作るべきものであって、代替というのはおかしいと思います。

それから資料3の1頁に、この間の都市計画道路との整合により公園の計画量が減った事例ということで出ていますが、私が申し上げましたのは、こういうことではなく、みだりに都市公園の改廃はしないということが都市公園法の根本に謳われています。東京都におかれましては、ある特定の機能をもった公園を減らす場合には、それと同等の機能を持つ公園を補完するという原則で行ってきたわけですから、今回も、高井戸公園が環境施設帯という全く機能の異なるもので代替ということではなく、高井戸公園の機能をどういう形で代替するかという話でない、筋道が通らないのではないかと思います。それで、私は、東京都が行ってきた同等の機能で代替してきたその資

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

料をお出しいただきたいということを再三申し上げたのですが、これでは、都市計画道路で減って当然ですというような資料に見受けられますので、大変誤解を招きます。逆に、東京都の公園緑地が、この間、非常に苦しい中できちんと努力してきた足跡をお出しになられた方がよろしいのではないかと思います。

街路計画課長

25 mで具体的に影響を受けるのかということが問われていると理解しました。いま、段階で手立てとして、大気の関係とか、いま言いましたNO₂とかSPMという手立ての中で、基本的に植物に対して大幅な激変があるということではなくて、類似の箇所を調べた中でも、貴重種といわれているものが生息しているということです。それは、取りもなおさず25 mであれば、基本的に多大な影響を与えるとは思っておりません。それは、類似の例とか、大気の関係から見れば、いまの段階ではそう推測できるのではないかと思いますように思っています。

具体的に、では事業を行った後、それでおしまいですよということに対して、先ほど来、そのメンテナンスも含めて、地元の方も入っていただいたような協議会とか、作り方について、そういうことを継続して行うということをお願いしているのです。そもそも大丈夫かということとは言っていないことに関しましては、25 m遠短で大気の状態を考えると、みどりとして激変するというようなことはあり得ない。十分保全できると考えておりますということを、繰り返しお答えしているつもりです。ただ、具体的にこういう状態になるからどうなのかということも、むしろお教えいただければ、今後の手立てとして、そういう対策も是非打っていくべきと思っています。乾燥の問題であれば、いろいろな湿潤状態にするための仕組みというのは本当に必要なかどうかという議論についても、行っていきたいと思っております。

公園緑地計画
担当課長

先ほど、高井戸公園のそういった削減するところのみどりと、環境施設帯のみどりが機能上違うのではないかというお話がございました。高井戸公園は、戦前に計画されまして現在に至っているわけですがけれども、なかなか現実的なみどりとして確保できないような状況の中で、今回、都市計画道路との整合を図るということで一部を削除して、その代わりに、みどりの総体としては、環境施設帯のみどりという形で確保していくということで、全体のみどりとしては向上を図ったということでございます。正確にいきますと、機能上は当然違っていると考えております。

これまでお示しました資料で、単純減になった例ですが、都市計画公園の計画区域を部分的に削除するという例はたくさんありまして、その理由も様々なものがございます。委員からご指摘いただきましたように、計画区域を削除する場合は、極力計画量を減らさないように、代替地等を確保す

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

ることで努めてまいりました。そういったことも事実でございますが、今回は都市計画道路との関係で整合を取るというような理由で、単純減になった例をお示ししたということでございます。その代表的なものをお示ししたということで、中にはたくさんございます。今後とも周辺等で、また、緑地あるいは公園等を計画の決定ができるような場合が生じたときは、極力そういった努力を図っていきたいと考えております。

会 長
委 員

ほかに都に対して、 委員どうぞ。

前回私も、環境アセスなどの関連について質問をして、いま論議になっている質と量の問題、数値でなかなか示せないということがありました。いずれにしても、環境アセスの表現としては、前にも質問したのですが、「著しい」という言葉がかなり使われている。「さしたる」とか、「ほとんど変化がない」という表現のところもありますけれども、やはり「著しい」ということ自体、数値的にどうなのだろうという質問に対しては、なかなかそれは示せないということでした。しからば、1つはこの環境評価の結論にもあるように、NO₂とかではなく、ここにアズマヒキガエルの話があります。「移動経路の設置を検討する等」ということで、まさかこれは動物のけもの道ではないのです。こんなことができるのかどうか。

それから、「都民の意見を聞く会」の中で、ジャコウアゲ八の話がありました。あれは数値で示されるのではなく、本当に匂いとか、そういうものが実際生育を害するというのも、ある方が言われたのですが、こういったものについては、どのように本当に守られるのか。その点について、これは数量的なことではないので、明確にお答えいただきたいと思います。

道路計画担当課長 アズマヒキガエルとジャコウアゲ八の保全ということですが、アズマヒキガエル等については、どういった形で繁殖等がなされているのかということ調査した結果、岩崎通信の公園で見られたということで、たぶん、玉川上水から繁殖期にそちらの方に移動しているのではないかという想定をしたわけでございます。その間に、当然道路が入るということですので、例えば、私どもいま道路側でいろいろと方策等を考えていく1つの事例としては、暗渠的なものを道路下に配置するとか、また、いま緑地を予定している中で池的なものを確保するとか、そういったものを専門家のご意見をお聞きしながら、柵等を検討していきたいと思っております。

また、ジャコウアゲ八等につきまして、確かに難しい部分がございますので、それは当然ながら専門家の意見等を聞きながら、湿潤状態を保たなければいけないとか、まだみどりのこういうものが必要とかということがあれば、そういう移動経路等の中で、そういった保全等が図れると思っております。

発言者	発言内容
-----	------

委員 答になっていないと思うのです。移動経路等とか、いろいろ言っているのですが、結局こういった大変微妙なところに対しては、数値的に示せないものについても、これで安心という回答にはなってないと思うのです。もう少しこういうことで大丈夫という、その点についてお答えいただけますか。

道路計画担当課長 私ども、いろいろと道路を作る場合に、けもの道等と当然ながらバッティングするところがございます。そういったところにつきましては、動物専用の通路といったものを、この場合ですと、道路の下に暗渠等を入れた形で経路を確保していくということが1つ考えられると思います。また、その繁殖が玉川上水の方から来ているということであれば、玉川上水のすぐ脇に、繁殖できるような池等を設置するというのも、1つの方策とっております。

委員 そんなのは、7.5 mとか 10 mの環境施設帯とかあるので、全く答えになっていないということを指摘しておきます。

もう1つ、委員の方からあった資料5のワークショップというか、協議会の構成ですけれども、これは三鷹の方でいくと、「多くの方々の参加をお待ちしております」ということ等が言われているのですけれども、大体どういう構想を予定されているのですか。

道路計画担当課長 市民の方は、三鷹の場合は公募いたしまして、100名程度の方にご参加いただいております。その市民、それから住所がなければいけないということではなくて、広く協議会に関心ある方等に参加いただいているということです。こちらにつきましても、先ほど申しました緑地と環境施設帯の作り方は若干違うのかと思っておりますので、緑地帯はどちらかという専門的なご意見等いただかなければいけないということもございますので、そういった方々を入れた形の協議会、環境施設帯につきましては、沿道利用、広く散策等をされている方もおられますので、三鷹等の協議会のような、ワークショップのような形のことは考えられるものと思っております。

委員 今日もらった資料の表題が、「緑地及び環境施設帯等の整備検討協議会」ということになっているのですけれども、これは枠の中の問題は、さっき言った動植物の生態等には及ばないと思います。結局、限られた7.5 mの道路があって、その脇には10 mがあって、あと遊歩道がある。このみどりをどうするかということに限られるような気がしているのですが、その辺りはどうですか。みどりとか、道路の形態を少しどうするかとか、つまり、役所の言葉でいけば、協議会の所管事項というか、そのあたりをもう少し明確にしたいと思えます。

道路計画担当課長 みどりだけではなく、例えば、環境施設帯ですと、三鷹の例で申し上げますと、3タイプほど皆様方でご検討いただいて、モデルを作ったというのが

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

ございます。それは、みどりの配置もそうなのですが、使い勝手という面からも、例えば、副道のようなものを設けたりしております。機能面から、また、みどりから、いろいろな面で住民の方々等のご意見等をいただいて作っていったということがございます。

委 員 表題にこだわるようですが、「緑地及び環境施設帯」ということになると、環境施設帯という名称は 10 m、この緑地というのは結局 7.5 mの道路と、玉川上水の柵の間の遊歩道のあり方も含まれるということで、確認していいかどうか。先ほど出た 7.5 mを横断する、その交通安全対策です。こういうことなどは、その所管に入っているのかどうか。

道路計画担当課長 緑地も含まれると考えております。ただし、同時に協議会という形で持つか、別々に持つかというのは、これから議論いただき、区等ともご相談させていただきながら進めていきたいと思っております。

横断といいますか、安全施設等の事柄も入っているのかということでございますが、この辺につきましても、この辺に横断施設が、安全に、例えば、信号が欲しいとかということについても、要望とすれば承って、それを交通管理者等と調整させていただいています。三鷹では、そういったことも行っております。

委 員 少しよく分からないのですけれども、いずれにしても、遊歩道ということは分けて行うということになるのですか。主には、10 mの環境施設帯ということで考えていいのか。私も、突然これが出てきて、いままでむしろ住民参加で行ってこなかったという問題で、実際にもう計画が決まってしまって、それで、この 10 mの環境施設帯をどうしようかという、これ自体設けないよりはいいような気はするのですが、もう少し何を目指して、このワークショップがあるのか、少し明確にしてください。

街路計画課長 まず、いままで住民参加云々というのは、私どもとしては全国に先駆けて総合アセスを試行した中で、いろいろご意見をいただいて詰めてきたということをお考えますと、極力、住民の方々のご意見を伺いながら、案を詰めていきたいと考えております。

何を指すのかということにつきましては、まさに、私どもは玉川上水を保全し、それと道路との調和をきちんと目指すことを目的としておりますので、それと関連していれば、具体的にはいまこの場で、横断歩道の設置はどうするのかとか、街灯の色はどうするのかとか、そこまでは少しいまの段階ではお答えすることではないのですが、いずれにしる目指すところは今後とも玉川上水をきちんと保全していく。道路との調和をきちんと図る。それと同時に、沿道の環境も守っていかなければならない。そうしたことを総合的に議論する場を設けましょう。2つにするか、1つにするかは、区ときちん

発言者	発言内容
-----	------

とお話をさせていただきながら、地元の方々のご意見も伺いながら、決めてまいりますということでございます。

委員

2点お伺いします。先ほどから25mの緑地帯で玉川上水が守れるという話が出ているわけですが、この25mの根拠をお伺いしたいのです。

玉川上水が18mか17mあるとしますと、その両側の緑地帯によって玉川上水を守るというように、私たちは理解するのですが、そうすると、両方の遊歩道と言われている部分は4m前後と思うのです。この4m前後の人が歩くところと、緑化によって玉川上水の18mが守れるという、その根拠を伺いたいということが1点です。

それから、今回道路ができて、両側の隣接地に、たぶん建物が新たな用途で発生してくると思うのですが、それらの影響については、どういうお考えなのか。この2点をお伺いしたいと思います。

街路計画課長

玉川上水の幅につきましては、国指定が11mとか10mとか14mとか、様々なのですが、その外を含めて25mで守っていきたい。親しみの空間が必要というようなご意見もいろいろありましたので、遊歩道を今回設けたということでございます。25mで守れるのかということに関しましては、大気の関係とかを考えると、守れるものと考えているのですが、25mの具体的な数値を根拠としてはじいて、これならば守れますということがどこにあるのかということなのですが、いま、数値的な議論では大気以外にたぶんないのかなと思います。ただ11mとか10mとか14mとか、そういう中を取り込んで、全体5m、5m、それから、いまの状況でも、自動車の交通が共用されているような場所もありますので、そうしたものも含めて考えますと、十分耐え得る空間ではないかと考えております。

建物の関係ですが、高い建物が建ってしまうのではないかとということに関しては、前回も議論になりましたが、周辺まちづくりと一体となって、私どもとしてはやらなければいけないと認識しております。区に対しても、道路はこのようにして議論したのだが、用途の方は実は何も議論がなくて、どんどん高い建物が建ってしまうのではないかとすることは、まさに心配していることでございます。そういう方向性を、杉並区と東京都としまして、この景観をきちんと守ろうということで、低いものということで、地区計画をかけるなり、何なりを含めて、議論すべきと考えております。

委員

最初の25mの根拠についてですが、例えば、高さが10m以上ある木がありまして、両側に5mか7mの、遊歩道を含んでいる緑地帯で、7m、10mある樹木の玉川上水の環境が守れるという解釈が、少し難しいという気がいたします。25mトータルで緑地を形成するというのではなく、中心の11mから18mの玉川上水を守る、両側の緑地帯という考え方からすると、少

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

し根拠が薄いのではないかと理解します。

それから、両側の建物について、ということであれば、どういう用途であれば、どういった影響が少ない形になれるのかという、それを区で議論してもらえばいいということではなく、その影響が道路の拡張によって発生することは間違いのないわけですから、高い建物と限定しなくても、大きな建造物ができてくるということ、平面的にもできてくるということは、雨水の浸透とかでは、かなり影響が出てくると理解するのです。建物を建てない用途にするということとはできないわけですから、限界があると思いますが。

都市計画課長

区の都市計画マスタープランの中で、景観についてのまちづくり等の記述がございます。区の都市計画マスタープランの中では、この地区のゾーン別方針の中でも、放射5号線の未整備区間については、周辺住環境に悪影響を与えないよう、拡幅整備に伴う残地等を活かした広場、緑地の整備、街路樹の整備をはじめ、玉川上水を活用した親水緑地空間の連続的な形成を図り、後背の住宅地に配慮した土地利用の誘導を図ると、このように都市計画マスタープランでは記載されております。

区といたしましても、仮に今回都市計画変更案が事業化されるということになりますと、こうした都市計画マスタープランの考え方に基づいて、地区計画の導入あるいは地区計画が無理な場合は、絶対高さ制限あるいは敷地面積の制限、あるいは建物の後退距離の制限等の手法を、住民の方々といろいろご相談しながら、地区計画あるいはほかの手法でまちづくりに取り組んでいきたいと考えてございます。

会 長

東京都から何かありますか。

街路計画課長

玉川上水の保全の議論で、玉川上水というのは土の構造物というように意識するのか。その周辺の動植物も含めた形なのかということで、いろいろ議論が変わるのかもしれませんが、例えば遺構としての玉川上水、これは玉川兄弟が掘った玉川上水そのものでございます。前回ですか、かなり前のときには、上水として本当に使われているときは、葉っぱが入ったりしてはいけないということで、非常に植層が薄かった状態を航空写真でお示しました。そういう意味で、車の振動ということから考えますと、遺構そのものに与える影響は、25 m幅をもってして7.5 mの車道を離隔させれば、基本的に影響はないと考えております。ただ、植層の議論につきましては、いろいろな議論がたぶんあろうかと思っております。ただ、手立てとしまして、大気というものがありましたので、今回は、その大気上はこういうことになりましてということをお示しました。

委 員

植生にいろいろな議論ということで、お答えがなかったので…。私は植生調査を行っておりますので、植物のその一定の生態系の原単位というのは、

発言者	発言内容
-----	------

そこに生えている高木、いちばん大きな木、例えばケヤキですと 20 m、20 mを要するに縦掛ける横で、フォドラートといいますが、正方形の区域を取って、そこにある植生、つまりケヤキならケヤキという雑木林の生態系としてのまとまりを保つ最小限の単位という考え方で、一応生態系学上はそういう方法論を確立してございます。ですから、そこにある一番大きな、例えば雑木林でしたら 15 mぐらいでしょうか、15 m掛ける 15 mぐらいのエリアというのが、その雑木林としての環境を保つ最小限の、サポートする最小限の生態系のユニットというのが、学術レベルでは定説になっております。ですから、25 mというのが一体どういう根拠なのかというのは、先ほどからもう全然わからない。一応生態系学的には、そういう最小限の単位で考えております。

この絵は、この木を正確に描きましょう。要するに、この絵は嘘です。人間が 1.5 mとか 1.8 mとしまして、そうすると、この玉川上水沿いの木は 6 mか 7 mぐらいしかないことになります。いまそうじゃないですから、サクラにしてもケヤキにしても。ケヤキはもう 20 mぐらいあります。サクラだって 15 mぐらいありますし、ましてや、盛んに環境施設帯、素晴らしいのを作るといわれている築堤のところで、ここに何かありますけれど、これは土盛りをして、その上ですと 4 mぐらいです。4 mと云ったら、その辺のツバキぐらいです。中木ですから、とてもとても、全然これではもう皆さん分かりますと思いますが、人間とか、車は正確に描いていますので、木が車の 2 倍ぐらいしかないのです。

こういうのは、もうほとんど現実的ではないので、この前からこれはおかしいと思っていたのですけれど、やはり正確に描きましょう。もし、木が正確でしたら、この 25 mの緑地帯がいかに貧弱な緑地帯であるかということが分かると思います。木がもりもり大きいわけですから、これはやはり東京都がお出しになる図面としては恥ずかしいです。全く正確ではないですから、スケールはやっぱりあわせてほしいです。玉川上水に関しても、これはこのところに植生遷移が進んでいて、随分状況が違っておりますから、やはり、このみどりの自然の状況に関しては、こういうようにしたいという理想の図面であるならば、きちんと描いていただかないと、問題が見えないし、やはりその 25 mが本当にそれで大丈夫なのかという議論に応えることができないのではないかと思います。

道路計画担当課長 貴重なご意見として承りますが、玉川上水は、実は場所によってはあまり木がないところがあります。そういったことから、その辺もとらえまして、平均的といいますが、絵として記載させていただいたものでございます。遊歩道の緑地側の大体 3.5 mか 4 mぐらいの幅員の緑地になろうかと思って

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

おりますが、その場合につきましては、街路樹を想定しております。大体 1.5 m の植樹帯の幅で、かなり高木のイチョウとか、ケヤキとかも植えておりますので、そういう意味で 3.5 m を確保できれば、かなりのものが植えることができるものと判断いたしました。ただ、絵にはその辺の高さ的なものまで描き入れられなかったということで、申し訳ございませんでした。

会 長 ほかにはどうでしょうか。

委 員 簡単に数点お尋ねします。先ほど、この整備以降、保全の状況がどういった状況にあるのかということのを要観察ということで、適切なチェックをしていくというようにいわれましたけれども、具体的には何かお考えがあるのかお尋ねします。

街路計画課長 協議会で何をするかという議論を、もう少しきちんと詰めなければいけないとももちろん思っています。それで、いまの段階でどうするのかということですが、例えば、先ほど来、建設局が専門家を入れて、どのように見ていくのかと言っていますけれども、いまもある意味では、玉川上水につきましては、町内協議会がありまして、その中で 1 つひとつ、フェンスを取りはらうとか、いじるとかということについても、協議会の中で議論されますので、そうしたものを活用、町内協議会の中でそれは行われておりますので、そうした中でまた議論するとか、それから、地元の方々も含めた、植物の専門家の方々に入っていていただいて、その状況についてどういう調査をすればいいのかとか、何が必要かということを含め、議論したいということでございます。

委 員 そうすると、道路整備にかかる遊歩道をどうするかとかいう、ワークショップ以外の、その後の管理ですとか、進行状況等も、この協議会で協議していくということになりますか。

街路計画課長 先ほど藤塚が申しましたように、性格が違うのかなということ建設局は思っていて、緑地を保全する協議会と、その歩道なり環境施設帯なりを作る協議会とは違うのかなということで、2 つを事例にお出しただけでございます。逆に、むしろ一緒に行った方がいいと、緑地のみどりもかぶってきますし、築堤のみどりもかぶってきますし、環境施設帯のみどりも、それは緩衝としての緑地ではありますけれど、植層を武蔵野の従来の植層に合わせるような形で行えば、具体的な武蔵野の昔のみどりというのが実現していくと考えております。その作り方につきましては、今後、いまの段階で 1 つにしますとか、2 つにしますとかいうのはなかなか言えませんということだけで、それは柔軟に対応したいと考えております。

委 員 では、その協議会の設置の前段から、是非地域の方も含めて、ご意見を伺っていただきたいと思っております。それと、中央道ができて以来、やはり地域の

発言者	発言内容
-----	------

方々というのは、日々生活する中で、健康状態が良くないという実感などを持たれている方が、非常に割合として多いということです。これは、住民の方がアンケート調査などもされているのですが、そういった実態は把握しておいでですか。

街路計画課長 説明会とか、そうした中で環境の問題について、非常に懸念を持っているとか、罹患率というか、喘息が多いとか、私どもに面会に来られて、そういうことがいま非常にこの地区で問題になっていますというお話は何っております。

委員 新たに放射5号線が整備されると、幹線道路にはさまれる地域の方々はさらに環境が悪化するということが予測できて、その健康状態をサポートするような相談とか、あるいは調査をするとか、そういったサポートする考えはないのですか。

道路計画担当課長 環境アセスメントで、大気等を予測しておりますし、またその仕事も行っております。その中では、十分環境基準値以内に入るという予測をしております。そういったことから、いまのところ、特段環境が悪化するということを前提としての調査については考えておりません。

委員 前提としては考えていないというのは、言われることはよく分かるのですが、それでも、非常に平行線になってしまうわけです。そうでない状況というのがあちこちで出てきているというのが、いまの社会の状況と思うのです。そういったこともあった場合に、どうするかということも是非お考えの中に入れておいていただきたいと思います。

会長 ほかにはどうでしょうか。 委員。

委員 いま久我山の若い人たちは、久我山にふるさとづくりをしようということで、いま玉川上水にホタルを孵化させたり、自分たちが小さいときに味わったような自然を、やはり子どもたちにも味わわせたいということで、そういう活動がスタートしているわけです。この絵の玉川上水というのに、それが活かされてくるのかどうかということが1つです。「環境施設帯整備検討協議会」をお作りになるということですから、そこで環境施設帯だけでなく、それに付随した、もう少し広いものをそこに入れるというお考えがあるかどうか。その2つをお伺いします。

道路計画担当課長 ホタル祭り等の活動をされていることは、私どもも承知しております。そういった活動が今後も継続してできるような形で、いろいろと施設の整備等については配慮していきたいと思っております。また、商店街等の方々ともお話をさせていただきたいと思っております。

それから、環境施設帯等ということでございますが、メインとすれば、環境施設帯ということで、それに関係するような事柄が出てくるのではないかと。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

委員 例えば、区道との取り合いをどんな形にしたらいいかとか、必ずしも歩道の部分だけではなくて、若干そういった関連も出てくるものと思っております。その話合いが一方的な話合いにならない、必ず相手側の言い分もある程度聞くという話合いにしてもらいたいと思うのです。話合いというのは、行政側の一方的な説明で、それで話合い、これで終わりということでは、少し困ってしまいますので、それをしないということをお願いしたい。

道路計画担当部長 先ほどから紹介しております調布・保谷線の神代植物公園の前の事例を紹介させていただきます。例えば、歩道の中の環境施設帯の中に、昔からの民家の井戸があります。皆さんは残したい、我々は残したくない、邪魔であるとなりましたが、結論は残しております。それから、大きな樹木がある。これを車道の中は無理ですが、環境施設帯の中で予定されている場合には、極力それは残す。それは、私どもの職員と地元の皆さんとの、いろいろな現場で実際に話合いをしたり、意見を交わして、可能な限り努力しております。もう1つだけ事例を挙げますと、私のところは直接調布・保谷線に出なくても、市道がそばにあるから、それを使います。したがって、私の前のところは全部みどりにしていただいて結構です。それでは通れなくなりますから、そうすると、かなりのみどりをそこに増やすとか、あるいは土を盛るとか、そういうようなことを具体的に皆さんと話合いをしながら行ってきておりますので、いま 委員がお話の、ただ一方的に私どもが説明し了解してもらおうということではなくて、十分に話合いを行っていくということだと思います。

委員 これは度々申し上げるのですが、あの地区は病院があったり、都立の盲学校があったり、養護学校があったり、非常に社会的弱者がよく通る道ですので、それを60mの道路で、真ん中に溜まりを作って、どうのこうのといわれますが、そういう方々との話合いも十分をお願いしたいと思っております。

会長 これは要望ですから、いいですね。ほかにはどうでしょうか。 委員、どうぞ。

委員 1点だけ質問させていただきます。放射5号線が整備されたといったときに、大変立派な道路が通るわけですけれども、民間のバス事業者が、ここに路線を引きたいと言った場合には、どういった指導をするのかということを考えておられますか。

街路計画課長 少し縦割りの的で申し訳ないのですが、バス会社は裏道を走りたがるところが結構多くて、よく国道のバイパスや私道でも旧都道があって、そこに真っ直ぐ都道の新しいものを作ると、意外と裏の方を拾って歩くようなバス停の方がむしろいいというように思っている会社が、私の経験では多いと思います。いずれにしろ、ここにバス停を作りたいというような話になれば、私ど

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

もの道路管理サイドと、それから陸運局といいますか、バスの営業を所管している国土交通省サイドと、いろいろ協議をさせていただいて、説明を受けます。絶対駄目という話は、まずないだろうと思います。ただし、バス停を設けますと、環境施設帯の関係とかが出てきますので、当然その地元の方々が、ここの目の前をバス停にしてしまって、みどりをこの出入りするために断ち切るのですかということが、必ずついて回るので、そういう意味では、いま申しましたような協議会とかと相談しないと、なかなかバス路線に新たにしますというのは少し難しい。実際そういう状態になってみないと、協議会の議論を含めて対応しないといけないのかということが、予測されます。

委 員 そういった懸念は必ず起こってくるわけです。生活環境が変われば、ここにバス路線を引いていただきたいというような地域住民の要望も、おそらく将来的には出てくる可能性もあるわけです。また、バス停を作るにあたって環境施設帯を削らなければいけないといったような懸念もあるわけですから、その辺は是非地域の住民の方の意見をよく聴いていただいて、個々決めていただきたい。これは、要望にさせていただきます。

会 長 ほかにはどうでしょうか。では、都に対する質問は大体出尽くしたものと思いますが、審議会の委員の方に伺いますが、このまま東京都の人がいた方が審議がしやすいか、退席していただいた方がいいか、どうでしょうか。

要するに、議論の中で、追加の質問が出てきたことを考えると、同席していただいた方がいいですか。

(異議なし)

会 長 東京都の方は、退席したいと思いますか。では、両者合意ですから、このままにさせていただきます。質問にお答えいただいて、東京都の方、どうもありがとうございました。

それでは、審議会の方ですが、いろいろな時間的な制約もあるので、できたら今日ぐらいに答申を賜りたいということですが、どういうようにしましょうか。こんな答申案がいいということでもいいし、どうやって答申案をまとめていくかという議論でもいいですし、これについてのご意見でもいいですし、何かありますか。

委 員 冒頭に事務局の方から、本日答申をいただきたいという意思表示がありましたけれども、少しお聞きした上で、意見を表明させていただきたいと考えます。

今日参考資料として、昨年2月28日付の都知事からの山田区長あての回答文書の写しが配られました。これを拝見しますと、基本計画について、ルート変更の可能性がないこと、また、A・B・C案以外のトンネル案や掘割案は採用困難であることが、東京都を代表する石原知事の名前で明確に述べら

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

れています。この回答文書は、本件審議において、大変重要な意味があると思いますので伺います。

区は、なぜいまごろ、この回答文書を本審議会に提出したのですか。区への対応は、遅きに失した感は否めません。このような重大な文書が存在するのであれば、10月14日の議案付議の時点で、我々都市計画審議会の委員に、議案の参考資料としてきちんと示すべきではなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

都市計画課長

その点につきましては、結果として、この参考資料を、今日郵送で委員の皆さま方にお示しすることになりましたが、私どもとしましては、この審議の中で、区長と都知事のやりとりについて、関連する質問が出ればお答えしたいと考えて、お出ししておりませんでした。確かにご指摘のとおり、前段でこういったやりとりが行政当局同士で公式にあったという経過がありましたので、会長からもご指導を受けまして、今回この資料を出すということになった経過でございます。

委 員

いまの区の説明を一応了としますが、他の委員からすでに指摘があったように、本議案に関しては、今日までの3年余にわたる経過を考えますと、都市計画審議会の報告という面で、事務当局の対応に丁寧さ、きめ細かさが不足していたのではないかと思います。それが、結局、都市計画審議会でなかなか結論を出しにくくしている1つの要因ではないかと、私は考えているのです。事務局は、今後このようなことがないように、報告や情報提供のやり方について、善処を求めます。

そこで、この回答文書に関連して、区は昨年2月の都の回答をどのように受けとめたのか、見解を伺います。

都市計画課長

昨年2月28日付で、石原都知事名の公式な回答文書をいただきましたので、私どもとしては公式な回答が得られたことに、東京都に対して感謝しております。ただ、内容について申し上げますと、1番、2番とあり、特に2番の、A・B・C案以外の案及び環境配慮書に触れられている地下トンネル案、掘割案などについて、どのような検討がなされたのですか。検討された内容及び採用されなかった理由をご説明くださいというように、区長の方から照会させていただきましたが、理由については、おおむねこれまで東京都の方で説明された理由が記載されておりましたけれども、検討された内容についての記述が、私どもの考えでは、決して十分に満足できるものではないということで、この検討された内容をもう少し詳しく、具体的にご教示いただければよかったということで、そのような形で受けとめたものでございます。

委 員

それでは、区は都と同じように、A・B・C案以外の代替案は困難と考えているのか、見解をお示してください。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画課長 昨年2月の時点で、文書で公式な回答をいただきました。私どもといたしましては、A・B・C案以外の代替案の可能性については、この文書で、完全に否定できるまでの確証は得られなかったと考えております。代替案の可能性ということで申しますと、やはり区として、独自にこの代替案の可能性の件については、調査研究する必要があるのではないかと考え、今日に至っております。

委 員 いまの回答を詰めて検討すれば、何らかの代替案を区が独自に検討しているということが明らかになったわけです。そこで、どんな代替案を検討していたのか、一応お聞きしておきます。

都市計画課長 あくまで代替案の可能性ということで、研究しております。この回答文書の中にもありますように、トンネル案、掘割案について、トンネル方式ですと、シールドトンネルあるいはボックストンネルの方式があるのではないかとということで、あくまで可能性として研究をしているところでございます。

委 員 いま区の答弁で、代替案が初めて明らかになったわけですが、都市計画審議会の審議の目的は、都の都市計画変更案を審議することです。区の代替案をやはり本日の審議の参考という点では、重要な意味を持つのではないかと考えます。したがって、都は区の代替案についてどのように評価し、また現時点で区が代替案を出した場合、どのように対応するか答弁をいただきたいと思っております。

街路計画課長 私どもとしましては、前回来申し上げておりますとおり、区からシールド案、掘割案をご提示いただいておりますけれど、基本的にシールドも土の構造物ですので、しかも水を湛えております。その脇にシールドを抜くことは、補助工法として上から薬液注入とか、もしくはシールドの先端から薬液注入しなければならないものですから、先端から薬液注入をするときにカバーを少し、応力解放と呼んでいるのですが、いずれにしる押さえているものを緩めることで、非常にリスクが高いものと考えています。

掘割案につきましては、先ほど来申し上げているとおり、土を止めるために矢板という鉄の板を打たなければならないわけですが、それを上から打つことに関しては、同じくリスクが非常に高いと考えており、両工法も玉川上水の保全をメインで考えるならば、東京都としては採り得ないのではないかと、選択すべき案とは思えないと考えております。

委 員 掘割案はどうですか。

街路計画課長 掘割案につきましても、土留めというか、土を掘りますので、そのときに土を止めるために両側に矢板を打つことがありまして、それを非常に玉川上水に近接して打たなければならないので、非常にリスクが高いと考えます。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	<p>いまの東京都の答弁に関して、区はどう受け止めているか、明らかにしてください。</p>
都市計画課長	<p>大変厳しいご説明がありました。私どもとしては、あくまで代替案の可能性ということで研究しておりますが、今後、今日の説明も含めて、いままでの東京都のいろいろな説明、また、当審議会の結論を踏まえて、区の意見を検討してまいりたいと考えます。</p>
委 員	<p>本件を成功させ、事業を完成するには、やはり区的意思を最大限尊重するということが、都と区が一体となって本事業に取り組んでいくことが大切と思いますが、その辺の見解をお伺いします。</p>
街路計画課長	<p>協議会につきましても、先ほどの土地利用の関係とか、まちづくりの関係とか、道路づくりもしくは玉川上水についても、どういう形で保全をするかというのは、地元の方々と地元が一番密接な行政体である杉並区と手をとって進めていくことが一番のキーポイントになると認識しております。</p>
委 員	<p>今日、まちづくりでは、都においても区においても、住民参加、住民との協働の時代であります。したがって、地域住民の意見をよく聞き、最大限尊重していくことが、本件放射5号線問題においても当然求められると考えられるものであります。</p>
街路計画課長	<p>そこでお尋ねしますけども、都は、玉川上水の保全や環境施設帯に先立って、地域住民の参加を促して、一緒に協働していくと説明していますが、具体的なプランを統一したものと再度説明願いたいと思います。いままで、個々バラバラに答弁していますので、もう一度整理した上で、1つ何々、2つ何々、3つ何々というようなことで例示してもらえればと思います。</p>
委 員	<p>やや柔かい説明で、建設当局と都市計画局とバラバラに聞こえたのかも知れませんが、私どもとしては協議会を設置していく。その設置の仕方については、区と相談をして行う。これがまず第1点です。</p> <p>協議会が何を対象として行うのか、これについては、まず玉川上水の保全をメインとし、それと道路との調和を図る。この課題について、議論をさせていただきたいと認識しています。これが第2点です。</p> <p>協議会の組織のあり方につきましては、現段階では、私どもとしては、今後区と柔軟に議論しながら決めていきたいと考えます。これが第3点です。</p> <p>今日の段階で申し上げる中身としましては、そのような状況と考えます。</p> <p>そこで要望しておきますが、やはり住民参加と協働という点から協議事項の入り口を可能な限り大きく広げて、事業に取り組んでいただきたいと思えます。そこで、区に伺います。区は、今後、この地域のまちづくりについて、地域住民との協働という面でどう取り組み、どうするのか、その辺の見解をお尋ねします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画課長 先ほども、杉並区のまちづくり基本方針、区のマスタープランでございますが、そこでもお話しさせていただきましたけれども、区としましては、今後、景観まちづくりというものに大変力を入れていきたいと考えております。マスタープランの中では、自然的・歴史的景観資源の保全、活用という中に、東京都の景観条例や都の景観づくり基本方針の1つの目玉である、玉川上水の景観基本軸を形成していくため、玉川上水の作り上げてきた武蔵野の面影を保存し景観づくりに活用していく、ということがはっきり謳われております。こうした考え方に基づいて、景観まちづくりという観点、玉川上水の保全という観点から、環境形成型の地区計画の導入なども視野に入れながら、住民の方々と、あるいは東京都とも連携しながら、地域のまちづくりを進めていきたいと考えます。

委 員 そこで、地域住民との協働という面で、やはり東京都と住民との間のパイプ役として円滑な、円満な関係を築けるように努力してもらいたいということ要望しておきます。

ところで、今日まで都計審の審議や資料等を検討してきました。今日、東京都の具体的なプラン、区のまちづくり構想も聞かせてもらいました。また、これまで様々な点から、私も質疑を行ってきました。こうした点を踏まえて申し上げますと、本件については、玉川上水を未来永劫、適切・良好な状態で保全するという点、2点目は地域住民の参加・協働を保証するという点、3点目として、区の意見を最大限に尊重し、都と区が一体となって取組みを行うということ踏まえて同意したいと考えます。

要するに、東京都の見解と本都計審の答弁をきちんと確認した上で、条件つきで、事業に同意するのが適当ではないかと考えます。具体的な答申案文については、私は会長に一任したいと考えます。

会 長 いまのは、条件つき同意という案はどうかというご提案と思います。他に、どうぞ。

委 員 私は、今度の都市計画決定の変更案に対しては、反対という態度を述べさせていただきます。簡潔に言いますけれど、やはり都の説明を聞いていると、初めに渋滞解消ありきということで、この大前提の下に、いろいろな環境とか、いわゆる生態系の問題とか、それから、史跡指定された玉川上水そのものが本当に保全されるのかという、ハードな面でも大変疑問を呈さざるを得ません。アセス評価を見ても、私は「著しい」という言葉にこだわって、何回も質問したのですが、やはり納得できないものがあるし、今日の答弁でも、特に動植物を一体どうするのかという面では、いわゆるやさしさがないという、こんな感じがします。それから、史跡に触れるという面でも、いままでのように、足の具合の悪い方も史跡に触れていくという、これは遠ざけられ

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

るし、さらに大気汚染とか騒音とか、こういう中の史跡のあり方というのは、これはやはり、この道路ができるとかなり評価が落ちるのではないかというような気がしています。

もう1つ、私が認められない問題は、手続きの問題です。住民、都民の意見を聞く会でも、本当に真摯な意見で、いわゆる極端な意味でなくて、本当になるほどという形で道路づくりに問題を提起されていますし、それから、アセスに対する評価も2,290件の中で圧倒的に反対で、例えばA案がいいのが5名とか、B案がいいのが4名とか、そんな答弁もありましたが、民主的な手続きということで、とにかく意見は聞きっ放しで、それがちっとも生かされていない。区長の意見についても、やはりその懸念を強くします。

いずれにしても、既存の都市計画決定はされ、その決定自身はあるのですが、21世紀という新しい時代から見ると、史跡の関係もそうですし、自然、道路と環境の関係など、やはり変化をしているので、計画の変更という意味ではなくて、すでに都市計画の決定をされている、いわゆる道路計画そのものも、やはり都として見直しをしてもらいたいという意見を添えておきたいと思います。

会 長
委 員

どうもありがとうございます。他に。

どういう形で採決するのかということをもっと少し教えていただきたい。例えば、一応いまの案が出て、案に対して賛成という委員の方もあり、反対という意見の方もあり、これでまず採決をとるのかどうか。それとも、例えば、他の代替案を提案した場合、ここで検討の対象になるのかどうか教えてもらいたいと思います。

会 長

それについては、どんな案が出てくるかわかりませんから、どんな採決方法とするかというのは、まだ何とも言えません。もし、この2つだけで違う意見がないならば、この2つのどちらかですかと聞く以外にないので、他の意見を言う前に、どうやって決めるかというのは非常に難しいところです。

委 員

では、私の1つの代替案を申し上げます。ルートと幅員に関しては、基本的にいまの案を尊重する。基本的に、というのは、例えばアプローチのところ若干変わることがありうるであろうということです。その上で、断面構成、特に掘割にするという意見を出します。理由は、掘割にすれば騒音の問題、あるいは玉川上水なり、遊歩道へのアクセスが大幅に改善されるだろうということです。

先ほど都からご懸念のあった、一般道路として沿道住民へのアクセスの問題、それから、鉄矢板を打たざるを得ないというような問題に関しては、いまここで詳しく論説する必要はありませんけれど、例えば沿道へのアクセスの問題で言えば、この環境施設帯と称しているところでも、同じような問題

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

があるのではないかと思いますし、鉄矢板の問題も慎重にやれば、技術的にはかなり可能と判断しています。以上です。

会 長 ここにかけた諮問については、どう理解したらいいのですか。その掘割にする可能性があるならば、それについて、まだ可能性を追求すると、こういう話になるのですか。構造物ですけれど、掘割にしなければ駄目という条件つきなのですか。

委 員 それが非常に難しいところで、ルートと幅員に関しては、これでいかにざるを得ないと思います。それで、その掘割というのをまったく別な案とするのか、それとも…。

会 長 いやいや。提案者がどう言いたいのか。

委 員 むしろ別な案と考えていただきたいと思います。

会 長 逆に言うと、例えば、掘割にした結果、幅員が膨れるということですか。部分的にはあるでしょう。

会 長 ということは、中に入るとということですか。

委 員 基本的には、この都の原案を尊重したい。ただ、部分的にそういうことが生ずることもあり得るだろうということです。

会 長 いや、私はこの答申をするにあたって、いまのは、現在の段階では答申できないと読むのかどうかということ、皆さん知りたいと思うのですけれども…。

委 員 会長ではない私がここでそういうことを申し上げていいのかどうかよくわからないのですけれども…。

会 長 答申に対する案として、1つ追加してください。

委 員 私は、むしろ個人的な意見として言えば、いまのところ3つの案が出ているわけです。賛成と反対と、それから代替案と。その3つをここで皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

会 長 他のご意見がありましたらどうぞ。

委 員 いろいろ難しい問題だらけの中で判断しなければいけないという苦しいことですが、私は、基本的には反対と言わざるを得ません。昭和41年の議事録といまの状況で、やはり随分考え方が変わっているというご指摘がいろいろな方からありました。21世紀の考え方にも明さなければいけないというご指摘もありました。新聞でもよく報道されていますが、国もようやく景観法を今年度国会で審理して、美しい国土を作っていこうという方向に本当に動き始めたと思います。まだ、いろいろ問題はあるけれど、専門家の間でも大きな前進という評価が高いわけです。そういう中で、基本的にはやはり大きな視野で考えないとまずいと思います。

何人もの方が見て感動したテレビ朝日の番組で、ソウルのチョンゲチョンという川を、これは 1970 年代にその上に高速道路をかけて、韓国の高度成長を支えるシンボルであったわけですが、それがドブ川になって本当に環境が悪化してしまった。本来は、都市にとって最大の水辺の空間であり、風景を形づくる財産であったものが、高度成長の下でマイナスになったものを反省して、市民の支持の下に市長がそれを撤去するという公約を掲げて、選挙に当選し、それを実現したというドキュメンタリーなのですが、多くの人に感銘を与えました。日本も、韓国に比べても非常に豊かな国になっているはずですし、環境アセスピリティーも非常に高まっているという中で、やはり交通の渋滞、機能性を追求しなければならないという状況を解決するための計画案という、もちろん、その立場はよくわかるわけですが…。ここで、そういう機能性や都市の便利性、もちろん防災とか、いろいろな面も考慮しての計画というのはよくわかりますが、もっと大きな財産、これからの杉並区あるいは東京都、国全体の生き方をかなり決定する、非常に重要な分岐点のような気がします。

もう 1 つ。緑地について 25 m の幅で保存できるという、そういうお答えがあるわけですが、自然環境や文化財の保護、それを継承するという場合に、そこだけ切り取って保存する、継承するというのはやはり限界があるという問題点が、この間、19 世紀末からずっとそういう論争の中で、経験の中で言われてきているわけです。例えば、立派な教会やモニュメントが保存される場合も、それだけ切り離して保存するということは、いまはもう否定されているわけで、周りの環境と一体となって価値がある。人々にもそうやって使われ、その歴史の場所のアイデンティティーであるし、大きな財産なわけです。ですから、仮にそんな大明地ではなくて、25 m の幅で一応保全に近いものができるとしても、先ほどもご質問の中で申し上げましたが、そこを使う住民にとって、いままでのような、非常に安心して、居心地のよくて、本当に癒しの空間にもなる、そういう社会的機能・意味というものが絶対に失われると思います。それは、これからの長い環境づくりを考えた上で、やはり大変な損失になって、一変したら戻らないと思います。

それと、代替案の検討の中で、トンネル案、掘割案というのがあって、都の側からは、それは技術的に非常に難しいし、逆にダメージが大きいということでしたが、例えば、歴史的な建物を保存するかどうかという議論の中で耐震構造的にみたときに、いけるかどうかという判断も非常に難しく、これは本当に守ろうと思えば、技術的にはいくらでもできるのだけれど、やはりそういう意欲がない場合は、構造判定で駄目という結論が出て、取り壊されるというものがいままで多かったわけです。ですから、守るという意思が

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

あって、ある程度コストがかかっても行うのであれば、いまの技術を追求すればその道が否定されるわけではないと思います。

会 長 他に何か。意見表明ではなくて、代替案という意味で言ってもらっても結構です。よろしくお願いします。

委 員 一応意見表明なのですが、やはり基本的には反対せざるを得ないと思います。ただいまの委員の意見とダブる部分もあるのですが、昭和41年の審議会の記録を見ますと、やはりこの段階でも自然の保全という視点での反対の意見も多かった、紆余曲折を経て今日に至ったことが読みとれるのですが、平成12年の環境アセスにかける際にも、都議会では計画のなしを含めた代替案を示せと申し上げています。そんな中で、先ほど土の構造物とするのか、それとも生態系を含めたものと判断するのかというところが難しいという答弁もありましたが、やはりゆっくりと時間をかけて育ってきた環境、豊かな街並みを全体で一体となった史跡と受け止めたいと思いますし、そこを時間をかけて工事をして、交通量がそれこそ著しく増加するという環境にあってあまり変わらないという行政の判断は、私たち一般的な考え方や乖離があると受け止めました。

もう1つは手続き的なことですが、審議会と議会がどう関わってくるのかというような決定の過程というのが、当事者であっても割とよくわからない部分もあって、それは住民にとってはもっと見えにくいものになっていると思います。そんな意味からも、疑問を呈しておきたいと思います。そんなことで、この諮問に対しては反対という意見を申し上げます。

会 長 他にご意見ありますか。

委 員 私も、都市計画に変更を認めることに関しては反対します。理由は、この間のご説明で、量、機能等に関しては、様々な回答をいただきましたが、緑地の質の持続的な維持に関しては、やはり明確ではなかったことと、都市計画高井戸公園の減少について、同機能の代替に関する明確な答がいただけなかったこと、それから、歴史的に非常に強い、区民の反対が文書にありまして、そういったものを押し切って決定されてきた経緯があるという点から反対します。

提案としまして、やはり代替案の検討を根気強く行うべきだと思います。区でも検討されていますし。ルート、工法の議論だけですが、車線の変更とか、車線の分散とか、何か21世紀的な、そういった新しい知恵が、この玉川上水もこの区間から出て行く可能性もあるのではないかと、私たちはやはりそれを追求する義務があるのではないかと思いますので、反対します。

会 長 他にはないですか。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	資料を送っていただいたのは10日で、今日が17日です。1週間になります。例えば、昭和41年の第146回から第140何回までのいままでの経過について、現在、久我山に住んでいる方々のご存じかどうかということも伺いたいと思いますし、久我山の方々の意見も聞いてみたいと思いますので、今日の採決については、少し無理ではないかと思います。
会 長 委 員	他には何かご意見ありますか。 いろいろ議論を聞かせていただきました。今回、答申をするのは諮問があった都市計画の変更の内容のことだけだと思います。いろいろ伺っていると、何か基本的な問題について、皆さん議論されているのですが、その辺のところはどういう形で持っていけばいいのですか。
会 長 委 員 会 長 委 員 会 長 委 員	諮問されたことに対する答申をすべきということです。 ということは、変更に対する対応だけですか。 はい。 はい。わかりました。 他にはいかがですか。 会長から、3点についていかなうな取扱いを、ということで申し上げますと、私は説明もしっかり受けたし、質疑の方もかなり進んでいると思うので、この際、賛否の2案を決めた方がいいのではないかという意見です。
会 長	他にはどうですか。なければ、少し整理をさせていただくと、いままでの提案で、まず1つは、今日まだ採決すべきではないという意見があります。採決をするとすれば、反対という意見と条件つき賛成があります。条件つき賛成とは2種類あって、1つは 委員が言ったように、ルート幅員は尊重するが、断面構成で掘割にしようという意見、それから、 委員の方から、玉川上水の永続的保全、地域住民の十分な参加の機会を与えること、区の意見を尊重するという条件つきということです。これでいくと、トータルとして反対にしてしまうという、それは1つの案。もう1つは、いまの条件つきが2つということですが、いまま3つの案しか出ていませんが、これについてはこれでよろしいですか。
都市計画課長	次に、今日、採決するかしないかということなのですが、事務方に再度確認しますが、区からの返答の期限を決めてもらいたいというのは、かなり厳しい条件でしょうか。 区といたしましては、期限は3月15日と先ほども申し上げました。ただ、都市計画審議会で結論をいただいてから、区長の意見ということで検討いたしますので、日程上も、また、本日は他の議案も付議されておりますので、是非お決めていただきたいと考えております。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>では、今日これを採決するという動議を会長として出しますが、よろしいですか。</p> <p>今日採決するということに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>15名賛成ということですから。多数ですので、今日採決することにさせていただきます。</p>
会 長	<p>次に採決の方法ですが、これはいかがしますか。反対と条件つき賛成です。もう一度、委員は、掘割はどのような条件なのかというところは、もし技術的判断として、東京都は区の意見を尊重しろということについて、都として、それは駄目ですとなったときに、条件としてどうなるかというところは、我々としては条件として出します。けれども、それを否定されてもやむを得ないと。これは、他の区の意見を尊重しろとか、委員が言っているようなニュアンスとかなり違うので、そこをはっきりしてもらいたいのです。</p>
委 員	<p>なかなか難しいのですけど……。なぜ、掘割にするかということ、先ほど言いましたように、掘割にすることによって騒音の水準が大分下がるということが1点です。それから、掘割にすることによって</p>
会 長	<p>それはいいです。それはもうわかっていて、条件というのは、掘割を作らなければ反対という意味かと聞いているのです。</p>
委 員	<p>そういうことです。</p>
会 長	<p>いかがいたしますか。3つの案、それぞれで賛成を採るのか、一つひとつの案に対して、それぞれが賛成、反対とするのか、どういう方法がいいですか。</p>
委 員	<p>もう一度、いまの会長の言葉を借りると、一つひとつの採決の仕方というよりも、いま3案あります。それに対して、例えば、皆さんの意見を探って行う方法か、単なる三者選択で1つに挙手するのか、それとも一人ひとり意見を述べて、三者の中で賛成、反対を表明するのか、その決を採った方が早いかと私は思いますが、いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>ですから、3つの案を一緒に出して、どれに賛成するかというので、一番多い案を意見とするというやり方が1つ、1個1個について採決して、3回投票する権利を一人ひとりが持つ。どの案に賛成するか、どの案に反対するかという意味で、多分全部が過半数を占めないことはないのではないかと私は思いますが、そういうやり方で過半数を占めたものが答申の主体になるというやり方が、多分この2つかと思えます。</p>
	<p>何か意見ありますか。議会では、こういうときどうするのですか。</p>
委 員	<p>私は、条件つき賛成と申し上げましたが、案文については会長一任ということですから。</p>

発 言 者	発 言 内 容
会 長 委 員	<p>だけど、それがまだ採択されるかどうか分からないのです。</p> <p>わかりません。だから、誤解を招くから申し上げておきますけれど、我々も望ましいと考える姿がいろいろあるのです。しかしながら、社会的、財政的な制約の下に、一定の諸条件を取り入れて行うとすれば、やはり現時点では東京都の案しかないかと考えています。</p>
会 長	<p>それは条件つき賛成という言葉にしてあるのですか。</p> <p>では、採決の方法を考える時間として、10分休憩というのはどうですか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>では、そうしましょう。40分から再開します。</p> <p>(休憩)</p>
会 長	<p>それでは、委員全員お揃いになりましたので、3つの案の採決に入りたいと思います。採決の方法ですが、3つの案のどれに賛成なのかを採決します。全部が過半数に至らない場合が起こり得ますので、そのときは、上位2つの賛成、反対とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。</p>
委 員	<p>採決方法で、先ほど三者選択と言われたのですが、掘割案というのは、いまのところ、我々も未知のものでありますし、例えば、いままで議論してきた中身というのは、基本的にはこの計画に賛成するか、反対するかの二者で議論を進めてきたわけですから、掘割案という選択肢は、基本的にはいまこの問題で採決するようなことではないと私は思うのですが、その辺の意見を少し聞いていただきたいのです。</p>
会 長	<p>要するに、そういう条件で賛成する案ということですか。要するに、掘割をすることを条件付きで賛成…。</p>
委 員	<p>いえいえ。</p>
会 長	<p>構造を掘割にするという条件付きという案…。</p>
委 員	<p>私が言っているのは、全然違います。掘割案という議論は、ずっといままでの都市計画審議会では議論の中には入っていませんでした。いま突然に3案が出てきたこと自体が、例えば、審議の決を採る場合、要するにこの計画を認めるかどうかの2案であり、掘割案という案の採決の項目を追加すること自体に、私は反対です。ですから、二者選択、この計画案を賛成するのか、反対するのか。</p>
会 長	<p>私から見ると、条件付賛成というものがあって、無条件に賛成というのは何にもなかったわけですから、その案はないと理解しているわけです。ですから、委員のような条件付きの案というものと、委員のように構造形式についての条件付きの案が出されていると理解しているのですが、それはおかしいというのが、委員の意見だろうと思うのです。だから、それ</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

が条件にはならない。

委員 この審議会は、掘割が条件にならない。

会長 はい。

委員 いまの 委員のいわれることは、もっともだと思います。そういう面で、私の方を条件付賛成というように繰り入れることは、確かに難しいだろうと思います。そういう面では撤回いたします。

会長 では、案が1つ撤回されたというように私は理解して、 委員が言ったような条件を付けて賛成と、反対という2つになりましたので、どちらが多いかで、どちらかの案に決めることよろしいですか。

(異議なし)

会長 それではどちらを先にやりますか。

それとも、案1を 委員の意見で、反対というのを案2にして、無記名ですが、1か2というように記入して、挙手ではなく決める方がよろしいですか。

委員 無記名でいいのではないですか。

会長 無記名で、要するに紙で投票する。その方法に賛成の方はどうですか。要するに、無記名で紙に書いて挙手では決めない。要するに「1」が 委員、「2」が反対意見という2つですが、それでよろしいですか。

委員 私は挙手でいいと思います。だから、取ってください。

会長 紙に書いて票決をすることに賛成な方は。

(挙手)

14名で、今日の出席は18名ですから、この方法でやらせていただきます。事務局、すみませんが、用意をしてください。

もう一度言います。1か2かで記入してください。あともう1つは、たぶん白紙というのがあるかと思います。1は条件付賛成、2が反対の2つです。

それでは、投票用紙を配ってください。集めて集計するのは事務方に任せていいですね。立会を要求しますか。

委員 いや、結構です。

会長 このときに、会長は投票権がないと思うのですが…。会長は同数のときに決めるということですから、同数以外は、私は投票しません。

もう1度言いますが、1が条件付賛成、2が反対です。

(投票用紙の記入/回収/開票/集計)

会長 都市計画課長、代表して投票結果を報告してください。

都市計画課長 「1」が10名、「2」が9名でございます。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

会 長 一応確かめてみてください。

(集計結果の確認)

委 員 その通りです。

会 長 という結果ですので、これは条件付同意とさせていただきます。条件については、先ほど 委員が言ったことを、速記を起こして行うことと、少数意見についてこれだけのことがありますので、こういう少数意見があったことも付記させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 それでは長い間ありがとうございました。一応この3議案については、条件付同意ということにさせていただきます。

皆さんお忙しいので、全部を今日審議するのは難しいと思いますが、事務局の方は、あとどういたしますか。

都市計画課長 それでは、議案の4、5、6、7につきましては、説明に大分時間がかかりますので、本日は議案8と報告の1件をさせていただきたいと存じます。

会 長 それでは、議案8の説明をよろしくお願いします。

都市計画課長 それでは、議案第8号、東京都市計画特別工業地区の変更について、ご説明させていただきます。本日諮問をさせていただき、そして、答申をいただきたいと存じます。この内容につきましては、すでにこれまでの都市計画審議会におきましても、ご報告させていただいておりますが、今般、東京都の特別工業地区に関わる条例が廃止されることに伴いまして、良好な住居の環境の保護と工業の利便の増進との地域における調和を図るために、引き続き、同じ地域を対象に、特別工業地区を設定するものでございます。

1枚目、東京都市計画特別工業地区の変更(杉並区決定)で、都市計画特別工業地区を次のように変更するとして表がありますので、ご覧ください。変更前の種類、第二種特別工業地区、面積約20.8ha。その下の欄が、今回変更後の名称ですが、特別工業地区、同じ面積の20.8haです。

変更概要は、右側の欄に記載されています。変更箇所は、杉並区和田一丁目、二丁目、和泉三丁目、和泉四丁目及び堀ノ内一丁目の各地内で、変更前は第二種特別工業地区、変更後は特別工業地区となっております。

3枚目、地域地区図をご覧くださいと、赤で表示されている部分が、今回、特別用途地区、特別工業地区として指定する地域です。4枚目以降は、対象地区の計画図を添付してありますので、あとでご覧いただきたいと思っております。これにつきましては、議案として、今回諮問をさせていただきまして、答申を賜りたいと考えています。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>どうもありがとうございます。これは前に一度、ここで報告事項としてご説明いただいたことと思いますが、ご意見、ご質問ありましたらどうぞ。なければ、原案どおりでよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>それでは、議案第8号は、東京都市計画特別工業地区の変更については、原案どおりに承認することにさせていただきます。</p>
会 長 都市計画課長	<p>それでは、続いて、報告事項をお願いします。</p> <p>「新たな防火規制」区域指定案の東京都への提出につきまして、ご報告させていただきます。この件につきましては、昨年12月の第125回都市計画審議会において、区域指定の杉並区原案に関する区民からの意見等をご報告させていただきました。この度、東京都から、平成16年1月28日付で、区域指定の検討案としまして、区域図等の作成の依頼がありまして、別紙のとおり作成し、提出したものです。</p> <p>2枚目の表に、区域指定の検討案としまして、2月13日付で東京都に提出した資料の写しがあります。表をご覧くださいと、1枚目は方南一丁目の部分でございます。指定理由としましては、東京都震災対策条例に規定する整備地域、また、要綱に該当するというので、指定の検討案となっております。</p> <p>の部分ですが、中央線を挟んで、阿佐谷北、高円寺北、阿佐谷南、高円寺南の一部と、天沼3丁目でございます。すでに、ご報告させていただいておりますように、この地域につきましては、震災対策条例に規定する整備地域として、火災危険度等が非常に高いということで、この地域を指定するものでございます。天沼3丁目につきましても、従来から防災まちづくりの事業を行ってきた地域として、今回、新防火の地域として検討案に入れたものです。</p> <p>2月13日に区域指定案を東京都に提出しまして、今後2月から3月にかけて、東京都が都案という形で区域指定案を作成いたします。4月以降、東京都から、区域指定の都案につきまして区への意見照会がございます。5月から6月にかけて、都から区域指定及び施行時期の告示がありまして、8月から9月ごろに施行される予定です。報告は以上でございます。</p> <p>会 長 それについて、何かご意見ありますか。</p> <p>都の原案が出てきて、あとでもう1回審議になるということですので、覚えておいていただきたいと思います。</p> <p>以上で、本日の審議は終わりますが、積み残しの議案がありますので、次回はどうなりますか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画課長 次回は、3月3日午後3時から、予定させていただいております。次回は、いま会長からお話がありましたように、時間の関係で審議できなかった議案第4号から第7号までの、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等につきまして、諮問させていただき、答申をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 それでは、積み残しが出ましたので、3月3日午後3時から開催したいと思えます。事務局の労働を軽くするために、今日の資料のうち、議案の4、5、6については、原則お持ち帰りいただくということで、もしお忘れの方がいれば、それについてだけは補充することにさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。

（異議なし）

会 長 本日は、本当にご熱心なご審議をありがとうございました。これで、第127回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。

【 散 開 】